令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について(新規)

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの中学校等で臨時休業が実施されていることを踏まえ、令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たり、配慮していただきたい事項をお示ししていますので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いします。

2 文科初第 2 4 1 号 令和 2 年 5 月 13 日

各都道府県教育委員会教育長 各指定都市教育委員会教育長 各 都 道 府 県 知 事 附属学校を置く各国公立大学法人の長 構造改革特別区域法第12条第1校の認定を 受けた地方公共団体の長 厚生労働省社会・援護局長

歐

文部科学省初等中等教育局長 丸 山 洋 司

(印影印刷)

中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学 者選抜等における配慮事項について(通知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新型インフルエンザ等対策特別措置 法(平成24年法律第31号)第32条の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事 態宣言」が行われ、全国が対象地域に指定されており、多くの中学校等で臨時休業が 実施されているところです。

このような事態の重要性、緊急性を踏まえ、高等学校入学者選抜等を実施する各教育委員会等(以下「実施者」という。)におかれては、入学志願者一人ひとりが安心して受検に臨めるよう、下記について十分にご配慮の上、令和3年度高等学校入学者選抜等を実施していただきますよう、お願いいたします。また、本件においては、地域における中学校等の学習状況等について、都道府県教育委員会や市区町村教育委員会、

<u>私立学校等の関係団体及び中学校等の間で、適宜情報共有や連携を図り、各実施者に</u>おいて適切な検討ができるよう、お願いいたします。

なお、今後の状況によっては、更なる連絡をさせていただく可能性がありますので、 念のため申し添えます。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の高等課程を置く専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 中学校等の部活動等における<u>スポーツ・文化関係の行事、大会の実績や、資格・検定試験等の成績を入学者選抜において評価する際には</u>、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため<u>中止、延期又は規模縮小等となったこれらの行事等に入学志願者が参加出来なかったことのみをもって不利益を被ることがないよう、参加することが出来た他の行事等における実績・成績を評価すること等の措置を講じること。</u>
- 2 入学者選抜において調査書を活用するに当たっては、中学校等の臨時休業の影響で、特定の入学志願者が出席日数や学習評価の内容等の記載により不利益を被ることがないようにすること。また、諸活動の記録や指導上参考となる諸事項等の記載欄を設けている場合には、当該記載が少ないことをもって、入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。
- 3 地域における中学校等の臨時休業の実施等の状況を踏まえ、令和3年度高等学校入学選抜等における出題範囲や内容、出題方法について、各実施者において、例えば以下のような方法により、特定の入学志願者が不利にならないよう、必要に応じた適切な工夫を講じていただきたいこと。なお、この例に限らず、各実施者の判断において、必要に応じた適切な工夫を講じていただいて差支えない。

(工夫の例)

・ 中学校第3学年からの出題は、地域における中学校等の学習状況を踏まえ、 適切な範囲や内容となるよう設定する。

- ・ 地域における中学校等の学習状況を踏まえ、問題を選択できる出題方法とする。
- ・ 臨時休業が長期化している都道府県の中学校等に在籍する入学志願者が、 臨時休業が長期化しなかった都道府県の高等学校入学者選抜等を受検する 場合、面接や作文等の学力検査以外の方法も用いて選考を行う。
- 4 各中学校等においては、<u>進路指導をより一層丁寧に行い、志願先の高等学校等に係る入学者選抜の内容をしっかりと入学志願者に伝えることにより、不安払拭</u>に努めること。
- 5 <u>小学校や中学校等の入学者選抜についても、</u>当該入学者選抜において該当がある場合には、<u>上記1から4までに準じた工夫を講じていただくことが望ましい</u>こと。

【本件連絡先】

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

TEL: 03-5253-4111 (内線: 3291)

e-mail: jidous@mext.go.jp

(中等教育学校に関する問合せ)

初等中等教育局参事官(高等学校担当)

TEL: 03-5253-4111 (内線: 2349)

e-mail: koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL: 03-5253-4111 (内線: 3193)

e-mail: tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育 振興室

TEL: 03-5253-4111 (内線: 2915)

e-mail: syosensy@mext.go.jp